

横浜市政記者、横浜テレビ・ラジオ記者各位

記者発表資料  
平成21年 4月 9日  
横浜市消費生活総合センター  
所長 かわひと 川人政憲  
電話 (845) 5708

- 消費生活相談時間を拡大します。
- メール相談を開始します。
- 「悪質訪問販売お断り」シールを配付します。



## ー 4月13日から消費生活総合センターのサービスを充実しますー

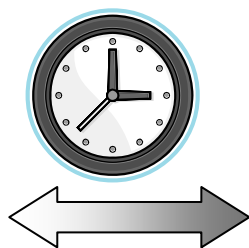
横浜市消費生活総合センターでは、平成21年度から相談時間を延長するとともに、電子メールによる相談受付を開始し、サービスの充実を図ります。

また、増加する悪質訪問販売被害に対処するため、「悪質訪問販売お断りシール」を作成し、市民に無料で配付します。

### **相談時間の拡大** サービス開始 平成21年4月13日(月)から

相談開始時間を午前9時30分から午前9時に早め、終了時間を平日は午後4時から午後5時15分に、土・日曜日は午後4時から午後4時45分に延長します。

面接相談は平日の午前9時から正午と午後1時から午後5時15分です。予約制で受付けておりますので、あらかじめ電話等でご予約ください。



平	電話相談・面接相談（面接相談は予約制） 午前9時～午後5時15分（正午～午後1時は電話相談のみ）
日	※旧：午前9時30分～午後4時
土	電話相談のみ
・	午前9時～午後4時45分
日	※旧：午前9時30分～午後4時

**相談専用電話 845-6666** ※面接相談の予約もこの電話で受け付けます。

### **電子メール相談の開始** サービス開始 平成21年4月13日(月)から

消費生活相談を24時間受け付ける電子メール相談を開始します。当センターホームページの「消費生活相談」の中の「相談窓口」をクリックしてご利用ください。

※別紙「電子メールのご相談について」参照

**ホームページアドレス** <http://www.yokohama-consumer.or.jp>



### **「悪質訪問販売お断り」シールを作成しました** 配付開始 平成21年4月13日(月)から

悪質な訪問販売の被害防止の一助に「悪質訪問販売お断りシール」を作成しました。

当センターや区役所で配付します。また、町内会や自治会等地域でまとめてご希望される場合は、ご相談ください。 **シール申込電話 845-5640**

※ 横浜市消費生活総合センター（横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー4・5階）  
京浜急行・市営地下鉄 上大岡駅 下車 徒歩3分

電話機類用

### 電話勧誘対処法

- ①「いいません」ときっぱり断り、話の途中で電話を切りましょう
- ②何回かかってきてもすぐに電話を切りましょう



困ったときは…  
横浜市  
消費生活総合センター  
☎845-6666

玄関用

悪質な

## 訪問販売お断り!



わが家では消費生活総合センターに  
まず相談します

電話機類用

その電話  
振り込め詐欺では  
ありませんか?



消費者のきりふだ

## クーリング・オフ

クーリング・オフとは特定の販売方法（訪問販売や電話勧誘販売など）において、一定期間内であれば無条件に契約を解除できる制度です。「しまった」「困った」と思ったらすぐクーリング・オフのはがきを出しましょう。

- 必ず書面で通知します
- 契約した日を含めて8日以内（訪問販売や電話勧誘販売など）に発信し、郵便局から特定記録郵便か、簡易書留で出しましょう
- 詳しいことは消費生活総合センターにご相談ください



契約解除通知

### 横浜市消費生活総合センター

相談専用電話 845-6666 〈受付〉平日9:00~17:15 土日9:00~16:45

〒233-0002 横浜市港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー 4階  
TEL845-7722 (代表) FAX845-7720 ホームページ <http://www.yokohama-consumer.or.jp>  
※メールマガジン「消費生活ハマメール」登録受付中！センターのホームページから簡単に無料で登録できます